



年頭のあいさつ

熟慮断行でさらに前進

白根市長 吉沢正五

市民の皆さま、あけましておめでとうございます。日ごろ市政につきましては、格別のご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

石油危機で年を明けた昨年は、内外ともに大変激動の年でした。この石油危機は、はからずも、国民に「もったいない」という節約する気持ちを再認識させる一方、世界的なインフレーションを招き、食糧問題や人口問題をも大きくクローズアップさせ、世界経済を大きくゆれ動かしています。

ご承知のように、私たちの国においても、諸物価の急騰をはじめ、雇用問題などが続出し、いまだインフレの終息について明確な見通しもたない状態です。

その中で、本市においては、総需要の抑制、財政再建ということで、いろいろな面で苦しい年でした。

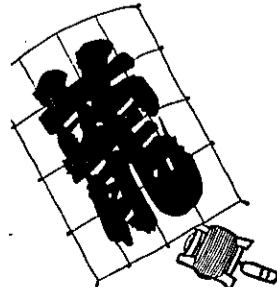
しかしながら、皆様のご理解とご協力で、財政再建も計画どおり進み、予定した事業の『第一中学校の建設』『都市下水路事業』『農村総合整備モデル事業』など、住みよい都市づくりのため、各種施策の推進も計画にそって取り組んでいます。

今年も、昨年に引き続き、それらの事業を進めて行くとともに、山積する諸問題を一つ一つ解決するため、一層の努力をばらう所存です。

なんと申しまして、本市のような地方自治体は、市民のひとりひとりが市政に関心を寄せられ、地域的なエゴ意識をすて、白根市民としての、愛郷心をもっていただけなければ、なかなか調和のとれた住みよい町づくりは、でき難いと思います。

私をはじめ、全職員も全力をあげて職務にあたり、新しいアイデアを出しあい、大局をとらえる高い視点と、熟慮断行によって少しでも住みよい町にするよう、精魂を傾注する考えです。

市民の皆さま、インフレ下の経済環境の中で、何かとご苦勞も多いかと存じますが、ご自愛くださいますとともに、今年もよろしくご指導、ご協力をいただきますよう、心からお願ひ申し上げます。



郷里の皆さま
明けましておめでとう
ございます。
東京白根会
名誉会長 加藤清二郎
会長 高木一郎
会員一同

動きだした国土利用計画法

土地の乱開発にメス

三十七万平方メートルの日本国土は、私たちの限られた資源です。これを生かして使うため、十二月二十四日『国土利用計画法』が施行されました。

この法律は、土地利用の混乱を防ぎ、正しい利用を進めるため『土地利用基本計画を定める』『土地の取り引きを制限する』『遊休地を積極的に活用する』の、三本柱からなっています。

十数年間、国の経済はめざまし発展を遂げました。しかし、経済の成長にともない、今日、国土の利用に著しい混乱がみられます。

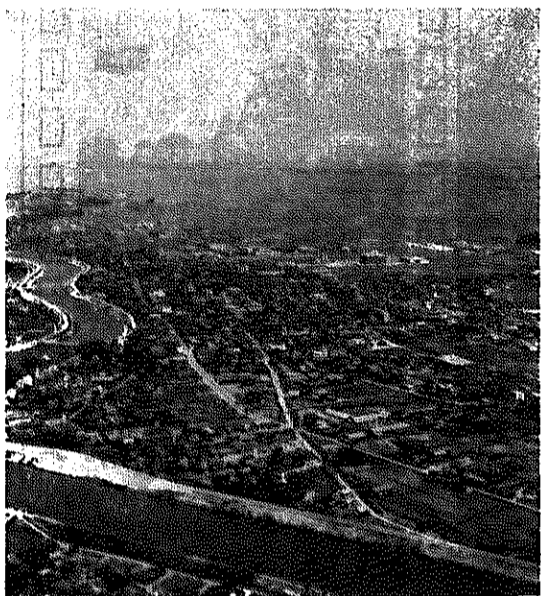
無秩序な地域開発や、土地の買い占めなどは、私たちが長くくんできた、美しい国土の破壊をもたらしています。

こうした混乱に、さらに輪をかけているのが、地価の著しい値上り—建設省の調べでは四十七年、四十八年とも、一年間地価上昇率は、三十%をこえ、住宅などの生活用地を手に入れることすらむずかしくなっています。

こんな中で、施行された『国土利用計画法』は、国土の計画的利用と、地価の安定をはかるために設けられた、土地対策の基本となる法律で、計画と規制の両面から土地を守ろうとするものです。

一定の売買は届け出を

この法律に、定められた広さ以上の土地売買の契約(予約や代金を払って使ったり、借りるときも同じ)をするときは、売る人も買う人も、その予定価格や利用目的を事前に届けなければなりません。届け出が必要な



▲ 国土は限られた資源です。乱開発はやめ、正しく利用しましょう。

以上です。

値上がり防止に規制

将来の値上りを期待して、土地取り引きが行なわれると値上がりの、危険性のあるような地域については、知事が規制区域として指定することができます。

この規制区域内の土地を取り引きする場合は、県知事に許可申請書を提出し、許可を受けなければなりません。

遊休地にも適用

土地の取り引きは行なったが使われない土地(遊休地)

にも、公共福祉優先の立場から活用するため、規制されます。

ここでいう遊休地は、知事に届け出をして契約したもので、そのときから三年以上たっても使われないで遊んでいる、五千平方メートル以上の土地です。

このような、土地がある場合知事は、土地の所有者に通知します。通知を受けた所有者はその土地の利用方法を、六週間以内に知事に届けなければなりません。

ガス供給区域を拡張

ガス需要は、供給を開始して以来順調に伸びています。

今年度も六千七百二十八万円の予算で、拡張工事を行ない、和泉、浦梨、戸石、上浦、下八枚、中小見の各地区二百四十戸に新たに供給を開始しました。

これにより、年度内には供給戸数は、三千九百戸をこえるものと、ガス水道局ではみています。

なお、昨年度までの供給区域内での普及率は八一・八%。販売量も四十七年度より四・九%増の百九十六立方メートルを供給。昨年一年間では、九百十五万四千円(収益的収支)の純利益

せん。

遊休地については四十四年一月一日以降に取得したものに、二年以内に限り、該当者に通知することができます。

この法律に定められた届け出や許可申請の義務を、守らない人には、罰金刑や懲役刑の実刑が科せられます。

なお、知事への届け出の仕事は、市の企画調整係(電話二二二〇二八二)で行ないます。

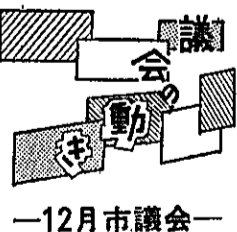
を上げています。

今後とも増え続けるガス需要。局では、全戸供給を目標に、五十年以降も拡張工事を進めて行く方針で、通産局に強く要望しています。

飲酒運転追放

一〇〇日運動

お父さん、飲んだら絶対に乗らないでネ。大切な家族のことも考えて飲酒運転はやめましょう。



—12月市議会—

- 十二月十七日から二十四日まで市議会が開かれ、一般会計補正予算、人事院勧告にもなる職員給与条例の改正など十四議案を審議。原案どおり可決されました。
- また、一般質問では九人の議員が農業、教育、福祉問題などにわたり、当局の考え方をたてました。
- 主な可決議案**
- 固定資産評価委員会に袖山勝太郎さん(七一歳)を委員として、選任されました。
 - 市会議員など非常勤職員の公務災害などの補償条例の一部改正。
 - 職員給与条例の一部改正
 - 非常勤消防団員の退職金支給条例の一部改正。
 - 契約(鯉沼ポンプ場ポンプ機設置)の締結。
 - 一、〇〇〇ミリポンプ一台と三三〇馬力ジーゼルエンジン一台、天井走行クレーン二基などを設置するもの。
 - 財政再建計画の変更。
 - 予算の補正にもなる変更で、解消計画の内容はかわりません。
 - 四十九年度一般会計補正予算。
 - 歳入・歳出に三億二千二百五十万円を追加。予算総額で二十五億一千五百万円になりました。
 - 新規事業
 - ▽ガードレールの設置。▽果樹生産合理化事業による花粉採取の貯蔵施設、防除機、トレンチャーなどの設置、購入。
 - ▽農業経営改善事業による落葉果樹推進の防除機、給水車などの購入。▽消火栓の新設。▽道路改良、補修などです。
 - 四十九年度国保特別会計補正予算。歳入・歳出に約五百万円を追加。予算総額で六億三千四百七十八万円になりました。
 - 四十九年度ガス会計・水道会計予算も、それぞれ追加されました。
 - このほか道路舗装の請願一件、農地などにかかる相続税の軽減措置などの決議が二件ありました。